

石川県公報

平成 26 年 11 月 21 日

第 1 2 7 5 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目

次

告 示	
○石川県議会定例会の招集 (財 政 課)	1
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	2
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	4
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	4
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	4
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	5
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	7
○土地改良区の役員就任公告 (同)	7
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	8
○開発行為に関する工事の完了公告 (同)	9
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	9

告

示

石川県告示第526号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年第5回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
平成26年11月28日
- 場所
金沢市

石川県告示第527号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番2	平成26年11月15日	平成29年11月14日

石川県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳳珠郡能登町上町ニ8の2
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳳珠郡能登町上町ニ8の2

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年11月7日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 パール

3 代表者の氏名

北村 聡

4 主たる事務所の所在地

野々市市扇が丘8番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成26年11月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 リハ・パートナーズ
- 3 代表者の氏名
中井 紀子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市高尾南二丁目171番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者・若年者とその家族に対して、社会復帰支援・就労支援に向けてのリハビリ指導やカウンセリング、また生活支援相談、自立支援に関する事業を行うことにより、障害者・若年者の社会復帰や就労を図るとともに、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成26年11月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みんなのいえ
- 3 代表者の氏名
寺井 弘幸
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市矢木2丁目335番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、老人介護事業を行い、又地域に住む子供、障害を持つ人が、隔たりなく接する事が出来る場所を提供することによって、地域の福祉に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成26年11月7日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ココナ
- 3 代表者の氏名
高田 富治
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市田上本町9の7番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成26年11月7日
- 2 特定非営利活動法人の名称
NPO法人 能力開発
- 3 代表者の氏名
米本 裕子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市中村町28番30号

5 定款に記載された目的

この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成26年11月7日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バリアフリー総合研究所

3 代表者の氏名

山田 文代

4 主たる事務所の所在地

白山市成町712番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、バリアフリー社会の推進のために、まちづくりや建築物の整備、及び、障害児・障害者への支援を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
久 藤 茂	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団慈豊会 加賀温泉リハ ビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団慈豊会 加賀温泉病院	平成24年8月1日
出 口 康	〃	〃	
入 谷 敦	〃	〃	
石 山 謙	〃	〃	

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名について、次のとおり変更があった。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	変更年月日
新 野 口 美 樹	加賀市大聖寺永町イ17番地 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院	平成26年10月1日
旧 横 井 美 樹		

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
大 倉 徳 幸	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院	平成26年3月31日
藤 田 崇 志	〃	〃
南 英 夫	〃	〃
岡 崎 彰 仁	〃	〃
吉 田 功	〃	〃
岡 田 和 弘	〃	〃
岡 田 寛 史	〃	〃
柘 植 俊 介	〃	〃
岡 本 拓 也	〃	平成26年8月31日

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
前 野 紘 一	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院	平成26年3月31日
馬 渡 俊 樹	〃	〃
角 野 佳 史	〃	〃
佐久間 敬 宏	〃	〃
井 村 朗 子	〃	〃
山 本 純 平	〃	〃
高 澤 宏 太 郎	〃	平成26年9月30日
越 上 康 夫	加賀市富塚町中尾126-2 介護老人保健施設 葵の園・丘の上	平成26年10月22日
	加賀市富塚町中尾1-3 片山津温泉丘の上病院	〃
小 谷 岳 春	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団慈豊会 加賀温泉リハビリクリニック	平成26年3月31日
	加賀市大聖寺永町イ17 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院	平成26年10月1日
橋 本 之 方	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団慈豊会 加賀温泉病院	平成24年7月31日
能 村 幸 司	〃	〃
濱 田 和 也	〃	〃
大 橋 功	〃	〃
土 屋 博	〃	〃
盛 田 英 樹	〃	〃
中 島 章 夫	〃	〃
渡 部 厚	〃	〃
岩 男 悠	〃	〃
岩 井 淳 一	〃	〃
山 崎 宏 人	〃	〃
佐 藤 一 人	〃	〃
奥 村 廣 和	〃	〃
	加賀市大聖寺永町イ17 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院	平成26年10月1日

林 信 行	〃	〃
	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団慈豊会 加賀温泉病院	平成24年7月31日
山 口 旭	加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団加賀白山会 板谷医院	平成26年9月30日
額 浩 一	〃	〃
成 本 一 隆	〃	〃
牧 野 耕 和	〃	〃
竹 内 伸 司	〃	〃
藤 井 優 佳	〃	〃
石 川 大 輔	〃	〃
久 藤 豊 治	加賀市山中温泉東町2丁目ツ35 山中温泉はるる診療所	平成26年9月2日
	加賀市大聖寺永町イ17 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院	平成26年10月1日
熊 切 正 信	〃	〃
出 村 芳 樹	〃	〃
永 井 康 太	〃	〃
滝 澤 淳 子	〃	〃
増 山 益 枝	〃	〃
真 柴 智	〃	〃
河 上 裕	〃	〃
川 見 健 也	〃	〃
水 沼 真理子	〃	〃
上 島 謙 一	〃	〃
山 崎 雅 英	〃	〃
堀 口 章 子	〃	〃
古 屋 圭 介	〃	〃
安 田 聖 人	〃	〃
長 田 ひろみ	〃	〃
五 嶋 謙 一	〃	〃
磯 崎 誠	〃	〃
細 田 哲 也	〃	〃
小 坂 正 裕	〃	〃
小 倉 憲 一	〃	〃
常 俊 顕 三	〃	〃
原 潤一郎	〃	〃
長谷川 英 裕	加賀市幸町2丁目63番地 医療法人社団長久会 加賀こころの病院	平成26年10月9日
西 浦 亜 弥	〃	〃
沖 野 栄 喜	〃	〃
下 畑 創	〃	〃
吉 田 政 之	加賀市山中温泉ル15番地1 山中温泉医療センター	平成26年9月30日
中 島 日出夫	〃	〃
長 山 成 美	〃	〃
佐 渡 和 也	〃	〃
大 村 健 二	〃	〃
齋 藤 雅 俊	〃	〃
多 崎 俊 樹	〃	〃
佐 藤 到	〃	〃
三 輪 梅 夫	〃	〃
吉 牟 田 剛	〃	〃

鈴木 悠	〃	〃
山秋 直人	〃	〃
若林 幹雄	加賀市片山津温泉井64番地の2 若林内科医院	平成23年4月30日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

牧土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	田嶋 輝雄	小松市育成町43番地	平成26年3月30日
〃	岡田 幸太郎	〃 安宅新町甲18番地89	〃
〃	新田 武志	〃 浮柳町丙44番地	〃
〃	升田 英治	〃 丸の内町1丁目122番地	〃
〃	小西 政勝	〃 安宅町レ30番地	〃
〃	河本 富喜夫	〃 下牧町1丁目41番地	〃
〃	越田 藤之久	〃 下牧町1丁目5番地	〃
〃	小西 正治	〃 草野町ホ10番地	〃
〃	北嶋 進	〃 鶴ヶ島町タ54番地	〃
監事	中西 幸一	〃 安宅新町ニ1番地9	〃
〃	川本 晴雄	〃 丸の内町2丁目187番地1	〃
〃	岸野 利則	〃 鶴ヶ島町タ15番地	〃

富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	寺井 康人	羽咋郡志賀町富来領家町ニの58番地甲	平成26年10月10日
〃	小林 俊一	〃 富来領家町子の17番地8	〃
〃	秋元 昭圀	〃 八幡3の156番地	〃
〃	畑中 征士	〃 里本江37の13番地71	〃
〃	塩川 義雄	〃 里本江53の81番地	〃
〃	増田 邦彦	〃 給分ハの23番地2	〃
〃	岡 雅博	〃 中浜ヲの48番地1	〃
〃	内濱 英世	〃 相神への10番地	〃
〃	多田 利昭	〃 相神口の131番地	〃
〃	川辻 卓司	〃 酒見松田51番地	〃
監事	高木 茂幸	〃 富来領家町ニの43番地	〃
〃	木下 正幸	〃 八幡座主4の24番地	〃
〃	戸坂 忠寸計	〃 里本江54の6番地	〃
〃	旭 不二夫	〃 給分ヌの8番地1号	〃
〃	中前 雅行	〃 中浜ヲの68番乙地	〃
〃	境 初男	〃 相神ハの35番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届

出があった。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

牧土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	田嶋輝雄	小松市育成町43番地	平成26年3月31日
〃	岡田幸太郎	〃 安宅新町甲18番地89	〃
〃	新田武志	〃 浮柳町丙44番地	〃
〃	升田英治	〃 丸の内町1丁目122番地	〃
〃	小西政勝	〃 安宅町レ30番地	〃
〃	河本富喜夫	〃 下牧町1丁目41番地	〃
〃	越田藤之久	〃 下牧町1丁目5番地	〃
〃	小西正治	〃 草野町ホ10番地	〃
〃	北嶋進	〃 鶴ヶ島町夕54番地	〃
〃	中西幸一	〃 安宅新町ニ1番地9	〃
監事	川本晴雄	〃 丸の内町2丁目187番地1	〃
〃	岸野利則	〃 鶴ヶ島町夕15番地	〃

富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	寺井康人	羽咋郡志賀町富来領家町ニの58番地甲	平成26年10月11日
〃	小林俊一	〃 富来領家町子の17番地8	〃
〃	秋元昭圈	〃 八幡3の156番地	〃
〃	畑中征士	〃 里本江37の13番地71	〃
〃	塩川義雄	〃 里本江53の81番地	〃
〃	増田邦彦	〃 給分ハの23番地2	〃
〃	岡雅博	〃 中浜ヲの48番地1	〃
〃	内濱英世	〃 相神への10番地	〃
〃	多田利昭	〃 相神口の131番地	〃
〃	川辻卓司	〃 酒見松田51番地	〃
監事	高木茂幸	〃 富来領家町ニの43番地	〃
〃	木下正幸	〃 八幡座主4の24番地	〃
〃	戸坂忠寸計	〃 里本江54の6番地	〃
〃	相坂勇	〃 給分への167番地	〃
〃	中前雅行	〃 中浜ヲの68番乙地	〃
〃	片田利志範	〃 相神ハの97番地	〃

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市木津ハ2番1	幅員 6.00m 延長 21.99m	かほく市内日角ハ69番地8 中本 利明	平成26年11月6日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
能美郡川北町字田子島に10番1	能美郡川北町字田子島に11番地1 有限会社 宏和機械工業

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第136号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表273の項を次のように改める。

273	ひがし茶屋街 (Higashi Chaya District)	金沢市東山1丁目2番5号先 国道359号上	H13. 4. 4
-----	------------------------------------	--------------------------	-----------

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表78の項を次のように改める。

78	古府町東交差点	七尾市古府町ヲ之部32番地2先 国道159号と市道との交差点	S58. 12. 21
----	---------	-----------------------------------	-------------

別表第4（指定方向外進行禁止）七尾警察署管内の表に次のように加える。

203	市 道	七尾市藤野町口部15番地先	後畠町方向から本府中町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日
-----	-----	---------------	-------------------	--------------	-----

別表第6（車両の通行禁止）津幡警察署管内（自動車専用道路）の表に次のように加える。

5	自動車専用道路 主要地方道金沢田鶴浜線（取付道路）	河北郡内灘町字千鳥台2丁目170番地先から 河北郡内灘町字大根布り251番地1先まで	約1,676 メートル	終 日	小型特殊自動車
---	------------------------------	---	----------------	-----	---------

別表第6（車両の通行禁止）津幡警察署管内（自動車専用道路）の表1の項を次のように改める。

1	自動車専用道路 主要地方道金沢田鶴浜線（本線）	河北郡内灘町字千鳥台4丁目151番地先から 羽咋市柳田町69部88先まで	約34,122 メートル	終 日	小型特殊自動車
---	----------------------------	---	-----------------	-----	---------

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）七尾警察署管内の表に次のように加える。

26	国 道 159 号	七尾市八幡町い之部65番地1先から 七尾市古府町ぬ之部77番地先まで	終 日	約2,300 メートル
----	-----------	---------------------------------------	-----	----------------

別表第10（普通自転車歩道通行可）七尾警察署管内の表に次のように加える。

70	国 道 159 号	七尾市藤野町イ部6番地4先から 七尾市八幡町い之部64番地1先まで	終 日	約2,900 メートル
----	-----------	--------------------------------------	-----	----------------

別表第10 (普通自転車歩道通行可) 七尾警察署管内の表40の項を次のように改める。

40	国 道 159 号	七尾市古府町チ部11番地先から 七尾市八幡町レ部 3 番地先まで	終 日	約2,200 メートル
----	-----------	-------------------------------------	-----	----------------

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表に次のように加える。

78	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線 (本線 上り線)	河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地169 先から 河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目151番 地先まで	約974 メートル	毎時60キロ メートル	終 日	自動車
----	--	---	--------------	----------------	-----	-----

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表 2、3、59、62及び71の項を次のように改める。

2	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線、七尾 輪島線、国道470 号 (穴水道路)	河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地169 先から 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦十七字12番地 2 先まで	約86,290 メートル	毎時60キロ メートル	雨、風雪、霧凍 結等の影響によ り走行に影響を 及ぼすおそれの あるとき	自動車
3	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線、七尾 輪島線、国道470 号 (穴水道路)	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目151番 地先から 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦十七字 4 番地 4 先まで	約84,672 メートル	毎時40キロ メートル	雨、風雪、霧凍 結等の影響によ り走行に影響を 及ぼすおそれの あるとき	自動車
59	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線 (本線 下り線)	河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地169 先から 羽咋市西釜屋町オ之部63番地 2 先ま で	約33,000 メートル	毎時80キロ メートル	終 日	自動車
62	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線 (本線 上り線)	羽咋市西釜屋町オ之部63番地2先か ら 河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地169 先まで	約33,000 メートル	毎時80キロ メートル	終 日	自動車
71	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線 (本線 下り線)	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目151番 地先から 河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地169 先まで	約974 メートル	毎時60キロ メートル	終 日	自動車

別表第18 (駐車禁止) 金沢中警察署管内の表166の項を次のように改める。

166	市 道 兼六元町線 8 号	金沢市兼六元町 3 番60号先から 金沢市兼六元町 5 番 1 号先まで	約230 メートル	終 日	車 両
-----	------------------	---	--------------	-----	-----

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表 1 の項を次のように改める。

1	削	除
---	---	---

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表 1、56から58まで、63から65まで及び74から77までの項を次のように改める。

1	削	除
56	削	除

57	削	除
58	削	除
63	削	除
64	削	除
65	削	除
74	削	除
75	削	除
76	削	除
77	削	除

